

制定 平成 24 年 9 月 19 日 原規広発第 120919001 号 原子力規制委員会決定
改正 平成 26 年 2 月 24 日 原規広発第 1402241 号 原子力規制委員会決定

原子力施設安全情報申告調査委員会設置要綱を以下のように定める。

平成 24 年 9 月 19 日

原子力規制委員会

原子力施設安全情報申告調査委員会設置要綱

第 1 条 原子力施設の安全性を確保する観点から、原子力施設の安全情報に関する申告（以下「申告」という。）について、原子力規制庁が行う調査を監督し、指導・助言するため、原子力規制委員会に原子力安全に係る各分野から委嘱する委員からなる原子力施設安全情報申告調査委員会（以下「申告調査委員会」という。）を設置する。

第 2 条 申告調査委員会においては、次の事務をつかさどる。

- 一 申告に対する原子力規制庁の調査開始に当たって、申告者から聴取した内容等を基に、調査の手順や調査事項などを指導・助言すること。
- 二 申告に対する原子力規制庁による調査の進捗状況を聴取し、監督すること。
- 三 申告に対する報告徴収等の行政行為の実施や調査の終了などの重要事項を審議すること。
- 四 申告処理件数や個別申告案件について適切かつできるだけ早期に情報を公表するため、公表のための条件や時期について意見を述べること。

第 3 条 申告調査委員会は、原子力施設安全情報申告調査委員（以下「委員」

という。) 15人以内で組織する。

第4条 委員は、原子力施設の安全情報に関する申告に対する調査について優れた識見を有する者のうちから原子力規制委員会委員長が委嘱する。

2 委員は非常勤職員とし、その任期は委嘱した日の属する会計年度末までとする。

3 委員は再任されることができる。

4 委員の官職名は「原子力施設安全情報申告調査委員」とする。

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を、職務の遂行上直接関係を有する者以外の者に漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

第6条 委員は、直接的な利益関係があると認められる通報等案件については、議事に加わることができない。

第7条 申告調査委員会及び申告調査委員会資料は、原則として非公開とする。

第8条 申告調査委員会は、申告調査委員会が定める事項の調査等をさせるため必要があるときは、その決定により、原子力施設安全情報申告調査委員会ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置くことができる。

2 ワーキンググループは、委員及び原子力施設安全情報申告調査特別委員(以下「特別委員」という。)で組織する。

3 申告調査委員会は、必要があると認めるときは、その決定により、特別委員を申告調査委員会に出席させ、意見を述べさせ、又は、説明させることができる。

4 特別委員は、申告調査委員会の決定により、申告調査委員会に出席し、意見を述べることができる。

5 申告調査委員会は、ワーキンググループの設置に係る調査等が終了したときは、その決定により、当該ワーキンググループを廃止することができる。

6 第4条及び第5条の規定は、特別委員に準用する。この場合において、これらの規定中「委員」とあるのは「特別委員」、「原子力施設安全情報申告調査委員」とあるのは「原子力施設安全情報申告調査特別委員」と読み替えるものとする。

7 第1項、第3項及び第4項に定める決定については、原子力施設安全情報申告調査委員会運営要領（平成24年9月19日原規広発第120919002号原子力規制委員会決定）第1条に定める委員長の決定をもって、申告調査委員会の決定に代えることができる。

第9条 前各条に定めるもののほか、申告調査委員会、委員及び特別委員に関し必要な事項は、申告調査委員会に諮った上で原子力規制委員会が定める。

第10条 申告調査委員会及びワーキンググループの庶務は、原子力施設安全情報申告制度運用要領（平成24年9月19日原規広発第120919003号原子力規制委員会決定）に基づき設置された原子力施設安全情報申告調査委員会事務局において処理する。

附 則 この要綱は、平成24年9月19日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。